

## 安中市財務会計システム更新業務公募型プロポーザル審査委員会設置規程

### (目的及び設置)

第1条 安中市財務会計システム更新業務（以下「対象業務」という。）の契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、安中市財務会計システム更新業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象業務の実施要領に関すること
- (2) 参加資格要件の審査に関すること
- (3) 提案書等の審査に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公募型プロポーザル方式に基づく事業者の選定に関すること

### (構成)

第3条 委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

2 委員長は企画政策部長をもって充てる。

### (委員長の職務)

第4条 委員長の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、職務を統括する。
- (2) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期及び委員会の設置期間)

第5条 委員の任期及び委員会の設置期間は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでの間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長になる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (審査方法)

第7条 委員は、契約を希望する事業者から提出された企画提案書の内容、実施体制等を書類により審査し、採点するものとする。

2 プレゼンテーション審査を行う場合は、その採点を書類審査の採点に加味して審査するものとする。

3 優先交渉権者の選定は、出席委員の採点の合計点により決し、最も高い合計点を得たものが2者以上いる場合は、別に定める方法により選定する。

(審査基準)

第8条 審査基準等は実施要領等に明記し、委員会で確認するものとする。

(資料の提出その他の協力)

第9条 委員会は、その所管事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所管事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外のものに対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は委員会で知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表（第3条関係）

役職	職名
委員長	企画政策部長
委員	財政課長
委員	政策・デジタル推進課長
委員	会計管理者
委員	政策・デジタル推進課情報統計係長
委員	財政課契約検査係長
委員	会計課審査係長
委員	会計課出納係長